

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十二号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和四十一年九月奈良県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。

第五号様式中「**㊦**」

⑤」を「**㊦**」

」に、

「**㊦**」
（

務 所 の 名 称
主なる事務所)

を

「**㊦**」
事 務 所 の 名 称
(主たる事務所)

に改め

る。

第六号様式及び第七号様式中「**㊦**」

⑤」を「**㊦**」

」に改

める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。